

保険・年金 フォーカス

EIOPA がソルベンシー II の 2020 年レビューに関する意見を EC に提出(3) — 助言内容(技術的準備金、自己資本、SCR 等) —

常務取締役 保険研究部 研究理事
ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

EIOPA (欧州保険年金監督局) が 2020 年 12 月 17 日に、EC (欧州委員会) にソルベンシー II レビューに関する意見を提出したと公表¹した。このテーマに関しての[前々回のレポート](#)では、この EIOPA の意見書の全体概要と、Insurance Europe 及び AMICE の意見表明、さらに保険業界とは異なるスタンスからの批判的な意見を有する欧州議会議員の意見の内容を報告した。また、[前回のレポート](#)では、EIOPA の意見書の中の助言内容のうち、「長期保証 (LTG) 措置及び株式リスクに関する措置」について報告した。

今回のレポートでは、EIOPA の意見書の中の助言内容のうち、「技術的準備金」、「自己資本」、「SCR (ソルベンシー資本要件)」及び「MCR (最低資本要件)」について報告する。

2—EIOPA の意見書からの助言—技術的準備金

EIOPA は、保険会社又は監督者の間で異なる慣行が存在する場合の技術的準備金の最良推定値の計算において、より多くの側面を特定した。EIOPA のコンバージェンスツールが一貫した慣行を保証できないこれらの問題のいくつかについて、助言は、①契約の境界、②将来の保険料の期待利益の定義、③将来の経営行動の定義、④ある商品タイプ又はビジネス全体を販売停止にした保険会社の費用の仮定に関する法的枠組みを明確にする提案を行っている。

リスクの時間依存性を説明し、それによって金利変動に対するマージンの感応度を低下させるために、技術的準備金のリスクマージンの計算の変更が提案されている。この変更により、特に長期負債のリスクマージンの額が減少する。

EIOPA は長い間、リスクマージンが目的に適合していることを強く主張してきたが、今日の意見では、業界の意見を踏まえた変更提案を行っている。これまで議論の的となってきた資本コスト法の採

¹ https://www.eiopa.europa.eu/content/solvency-ii-review-balanced-update-challenging-times_en

用や資本コスト率の6%の固定については維持されているが、新しい方式では、ABI（英国保険会社協会）によって最初に提案された「テーパーリングアプローチ」²を使用することで、リスクマージンの規模とボラティリティを削減することとしている。

1 | 最良推計

(1) 契約の境界

EIOPA は、委任規則第 18 条 (3) の第 3 パラグラフを次のように修正することを勧告している。

「ただし、契約の被保険者に関連する債務の個別のリスク評価が契約の開始時に行われて、会社が保険料又は給付を修正する前に査定を繰り返す権利を有しない生命保険債務の場合、保険及び再保険会社は、保険料がポイント (c) の目的のためのリスクを完全に反映しているかどうかを契約レベルで評価する権利のみを考慮するものとする。」

EIOPA は、委任規則第 260 条 (4) を次のように置き換えることを勧告している。

「損失を出す契約は、同種のリスクグループ内の利益を生み出す契約と相殺されるべきである。損失を出す同種のリスクグループは、利益を生み出す同種のリスクグループに対しても相殺されるべきである。」

EIOPA は、委任規則第 1 条に次の定義を追加することを勧告している。

「ファンドのサービス及び管理のための将来の手数料における期待利益は、インデックスリンクとユニットリンク保険に対して、指令 2009/138/EC の第 77 条に従って算出されたリスクマージンのない技術的準備金と、将来受け取ることが見込まれるファンドのサービス及び管理のための将来の手数料は、保険契約者が保険契約を中止する契約上の権利に関係なく、保険事故が発生した以外のいかなる理由でも受け取られないことを前提としたリスクマージンのない技術的準備金との差異を意味している。」

(2) 将来の経営行動

EIOPA は、委任規則第 1 条に次の定義を含めることを勧告している。

「将来の経営行動」とは、保険又は再保険会社の管理、経営又は監督機関が特定の将来の状況下で実行することを想定する可能性のある措置を意味する。」

(3) 費用

EIOPA は、委任規則第 31 条 (4) を次のように修正することを勧告している。

「経費は、新契約の引受けに関する会社の管理、経営又は監督機関の決定を考慮して予測されるものとする。」

EIOPA は、委任規則第 31 条 (1) の第 2 パラグラフを次のように修正することを勧告している。

「ポイント (a) から (d) で言及されている費用は、保険及び再保険義務のサービスで発生する諸経費を考慮に入れるものとする。」

2 | リスクマージン

EIOPA は、リスクの時間依存性を考慮して、保険及び再保険債務をその存続期間にわたってサポー

² Addressing the Size and Volatility of the Solvency II Risk Margin Using a Tapering Approach

トするために必要な将来の SCR の計算を調整する必要があることを提案している。

このような調整を実装するために、EIOPA は、リスクマージンの計算式を変更して、フロア付きの指数関数的で時間依存の要素 λ を導入することを提案している。

具体的には、以下の算式でリスクマージンを算出する。

$$RM = CoC (6\%) \cdot \sum_{t=0} \frac{\text{Max}(\lambda^t, \text{floor}) \cdot SCR_t}{(1+r_{t+1})^{t+1}}$$

ここに、 $\lambda = 0.975$ floor = 50%

これは、長期負債を持つ会社のリスクマージンの規模とボラティリティを削減することを目的としており、長期負債が多ければ多いほど、より多くの削減が行われるようになる。

3—EIOPA の意見書からの助言—自己資本

EIOPA は、保険と銀行の枠組みの間の資本階層化 (Tiering) アプローチの違いを評価し、指令 2013 / 36 / EU (CRD IV) 又はソルベンシー II の下で認可された会社間の異なるビジネスモデルに関して、正当化できると判断している。さらに、資本を保有するための要件と損失の吸収方法は大きく異なっている。従って、EIOPA は、ソルベンシー II の階層構造を変更しないことを勧告している。

rT1 (制限付 Tier1) の制限の計算基準に関して、EIOPA はそれを変更しないように勧告している。

T2 (Tier2) + T3 (Tier3) の制限の変更の可能性に関して、EIOPA は、より低い階層に対する 50% 制限を削除しないように勧告している。

EIOPA は、EPIFP (将来保険料の期待利益) の Tier1 への帰属を変更しないことを勧告している。EIOPA は、レベル 3 での EPIFP の取扱い、特に契約境界や費用など、EPIFP を導出するための主要な前提のいくつかに対処するガイドラインに関する作業を継続する、としている。

4—EIOPA の意見書からの助言—SCR(ソルベンシー資本要件)の標準式

1 | 金利リスク

EIOPA は、金利リスクサブモジュールの較正を強化するために 2018 年に提供された助言を確認している。現在の較正はリスクを過小評価しており、過去数年間に経験したような急激な金利低下の可能性とマイナスの金利の存在を考慮していない、としている。

EIOPA は、2019 年 10 月の協議で概説された「相対的シフトアプローチ」³で計算を修正することを提案している。また、EIOPA は、ストレスがどの程度マイナスになるのかについての制限を導入するように強く要請されていたことを受けて、2020 年 3 月にテストされたダウンシナリオに対して▲1.25%の制限を導入している。

この変更により、保有する必要があるリスク資本が大幅に増加することになる。

そこで、EIOPA は、この変更を 5 年間で段階的に導入することとしている。

³ 保険年金フォーカス「[EIOPA がソルベンシー II の 2020 年レビューに関する CP を公表 \(10\) -SCR \(その 1\) -](#)」(2020.2. 25) 参照のこと

なお、内部モデルを適用している保険会社は影響を受けないが、それらの大多数は、既に数年前からマイナス金利に対してストレスを与えている。

具体的には、以下の通りとなっている。

5.1. EIOPA は、金利リスクに関する委任規則で提供されている現在のショックは、ソルベンシー II 指令の第 101 条 (3) の要件を満たしていないことを引き続き信じている。従って、EIOPA は、金利リスクの委任規則で計算される資本要件の方法を変更することを強く勧告している。

5.2 EIOPA は、相対シフトアプローチを使用して標準式で金利リスクをモデル化することを勧告している。そのパラメータは、満期の関数によって異なる。

5.3 与えられた通貨の増加した期間構造は、次のようになる。

$$r_t^{up}(m) = r_t(m) \cdot (1 + s_m^{up}(\theta_m)) + b_m^{up}$$

ここで、 $r_t(m)$ は対応する通貨でのリスクフリーレートを示し、 m は満期を示し、 b_m^{up} と s_m^{up} は校正された満期依存の上方ショック要素である。シフトベクトル θ については、分析の背景文書のセクション 5.1 を参照のこと。

5.4 与えられた通貨の減少した期間構造は、次のようになる。

$$r_t^{down}(m) = r_t(m) \cdot (1 - s_m^{down}(\theta_m)) + b_m^{down}$$

ここで、 $r_t(m)$ は対応する通貨でのリスクフリーレートを示し、 m は満期を示し、 b_m^{down} と s_m^{down} は校正された満期依存の下方ショック要素である。

5.5 EIOPA は、増加及び減少した期間構造のパラメータは、ユーロ期間構造の補外の開始点を考慮に入れるべきであると勧告している。

5.6 1年から20年の満期の場合、ショック要素は、次のようになる。

満期m(年)	s_m^{down}	b_m^{down}	s_m^{up}	b_m^{up}
1	58%	1.16%	61%	2.14%
2	51%	0.99%	53%	1.86%
3	44%	0.83%	49%	1.72%
4	40%	0.74%	46%	1.61%
5	40%	0.71%	45%	1.58%
6	38%	0.67%	41%	1.44%
7	37%	0.63%	37%	1.30%
8	38%	0.62%	34%	1.19%
9	39%	0.61%	32%	1.12%
10	40%	0.61%	30%	1.05%
11	41%	0.60%	30%	1.05%
12	42%	0.60%	30%	1.05%
13	43%	0.59%	30%	1.05%
14	44%	0.58%	29%	1.02%
15	45%	0.57%	28%	0.98%
16	47%	0.56%	28%	0.98%
17	48%	0.55%	27%	0.95%
18	49%	0.54%	26%	0.91%
19	49%	0.52%	26%	0.91%
20	50%	0.50%	25%	0.88%

- 5.7 満期が1年未満の場合、 s_m^{up} と b_m^{up} の値はそれぞれ61%と2.14%に等しくなる。満期が1年未満の場合、 s_m^{down} と b_m^{down} の値はそれぞれ58%と1.16%に等しくなる。
- 5.8 20～90年の満期の場合、 s_m^{up} の値は線形補間される。90年以上の満期の場合、 s_m^{up} の値は20%になる。20～60年の満期の場合、 b_m^{up} の値は線形補間される。60年以上の満期の場合、 b_m^{up} の値は0%になる。
- 5.9 20～90年の満期の場合、 s_m^{down} の値は線形補間される。90年以上の満期の場合、 s_m^{down} の値は20%になる。20～60年の満期の場合、 b_m^{down} の値は線形補間される。60年以上の満期の場合、 b_m^{down} の値は0%になる。
- 5.10 下向きのシナリオでショックを受けた金利は、▲1.25%を下回ってはならない。
- 5.11 金利リスクの較正への変更は、5年間で段階的に導入する必要がある。

2 | スプレッドリスク

EIOPAは、既存のSCRスプレッドリスクサブモジュールを変更しないように勧告している。

EIOPAの見解では、マッチング調整ポートフォリオに含まれる資産のスプレッドリスクチャージの現在の長期計算を超えて、債券資産への保険及び再保険会社の投資の別個の長期取扱を導入することは不要であり、不当ですらある、と述べている。

3 | 不動産リスク

EIOPAは、SCR標準式の不動産リスクサブモジュールの現在の較正を変更しないように勧告している。

4 | 相関行列

EIOPAは、標準式において、サブモジュール内の相関行列とメインリスクモジュールの相関行列を使用する、現在の2段階の相関構造を維持することを勧告している。特に、これは、市場リスクと生命保険解約リスクの直接的な相関関係を標準式に導入すべきではないことを意味する。

さらに、引受リスクの全ての相関関係と主なリスク間の相関関係を変更しないように勧告している。

また、市場リスクモジュール内で両側相関構造を維持することを勧告している。EIOPAはさらに、スプレッドリスクと金利リスク（下向きのシナリオ）の相関パラメータを0.25に減らすことを勧告している。

5 | カウンターパーティデフォルトリスク

EIOPAは、カウンターパーティデフォルトリスクの資本要件の計算について、いくつかの変更を提案している。

まずは、デリバティブ、再保険契約、特別目的事業体及び保険証券化のリスク軽減効果を計算するための追加のオプションの簡素化を提案している。さらに、再保険協定のリスク軽減効果に関する仮想SCRの計算、支払猶予ローンとデフォルトローンの資本要件、住宅ローンの部分保証の効果的な認識についての規定を追加等している。

具体的には、以下の通りである。

デリバティブ、再保険契約、特別目的事業体及び保険証券化のリスク軽減効果の簡素化された計算

5.18 EIOPA は、デリバティブ、再保険契約、特別目的事業体及び保険証券化のリスク軽減効果を計算するための追加のオプションの簡素化を提案している。この場合、再保険契約及び単純なデリバティブ構造のリスク軽減効果は、以下のように計算できる。

5.19 最初のステップでは、総リスク軽減効果は次のように計算される。

$$RM_{\text{Total}} = BSCR^{*,\text{without}} - BSCR^*$$

ここで、

$BSCR^{*,\text{without}}$ は、デリバティブ、再保険契約、特別目的事業体及び保険証券化が実施されていない場合に生じる、カウンターパーティデフォルトリスクモジュールのない基本ソルベンシー資本要件

$BSCR^*$ は、カウンターパーティデフォルトリスクモジュールが除外されている場合の（現在の）基本ソルベンシー資本要件

5.20 次に、デリバティブ又は再保険契約、特別目的事業体及び保険証券化のリスク軽減効果が次のように計算される。

$$RM_i = \frac{\text{Max}|EAD_i|}{\sum_{i=1}^n \text{Max}|EAD_i|} \cdot RM_{\text{Total}}$$

ここで、

$|EAD_i|$ は、カウンターパーティ i に対するデリバティブ、再保険契約、特別目的事業体及び保険証券化のデフォルトのエクスポージャーの絶対値を示す。リスク軽減手段がデリバティブの場合、 $|EAD_i|$ はソルベンシー II 指令第 75 条に基づくデリバティブの絶対値である必要がある。リスク軽減手段が再保険契約、特別目的事業体又は保険証券化である場合、 $|EAD_i|$ は、カウンターパーティ i に対する再保険契約、特別目的事業体又は保険証券化から回収可能な金額の最良推計値の絶対値である必要がある。

再保険協定のリスク軽減効果に関する仮想 SCR の計算

5.21 カウンターパーティのデフォルトリスクモジュールにおけるリスク軽減効果を決定するための、火災、海上及び航空のリスクの仮想 SCR は、火災、海上及び航空のリスクの最大の正味リスク集中に基づいて計算する必要がある。

支払猶予ローンとデフォルトローンの資本要件

5.22. 規則 (EU) No 575/2013 (CRR) の第 178 条及び委員会実施規則 (EU) 2015/227 のパート II 付属書 V パラグラフ 163 でそれぞれ定義されているように、タイプ 2 のエクスポージャーに、デフォルト及び支払猶予ローンを含めるために、委任規則の第 189 条 (3) を修正することが提案されている。

5.23 これらのローンのデフォルトの損失は、次のように計算する必要がある。

$$LGD = 6.67 \cdot \max(\text{Loan} - \text{Recoverables}; 36\% \cdot \text{Loan}) ;$$

ここで

Loan は、ソルベンシー II 指令第 75 条に従った住宅ローンの価値を示す。そして

Recoverables は、EBA/ GL/ 2017/ 16 の第 6 章に従って計算された債務回収の実際の値を示す。

住宅ローンの部分保証の効果的な認識

5.24 EIOPA は、委任規則第 192 条 (4) の下部に次のテキストを追加することにより、住宅ローンの部分保証の認識要件を調整するように勧告している。

「第 180 条 (2) の第 1 サブパラグラフのポイント (a) から (d) に記載されたカウンターパーティの 1 つによって完全に保証されているカウンターパーティによって提供された保証の場合、第 215 条 (d) の要件は、保険又は再保険会社が、以下の条件を満たす最初の保証人による暫定的な支払いを適時に取得する権利を有する場合に満たされるとみなされる。

a) これは、保険又は再保険会社が被る可能性が高い、利息の不払い及び借手が支払う義務のあるその他の種類の支払いに起因する損失を含む、損失額の確固たる見積もりを表す。

b) これは、保証の範囲に比例する。」

5.25 従って、部分保証の要件は、保証人が保険又は再保険会社に最初に債務者自身を追跡することを要求することである可能性がある。それはまた、住宅ローンの部分保証の認識に関する銀行規制との公平な競争の場を改善するだろう。

6 | 引受リスク

解約リスク、信用及び保証保険の保険料リスク及び健康パンデミックリスクに関するレビューのために受け取ったデータに基づいて、EIOPA は現在の引受リスクのストレスファクターを変更しないように勧告している。

7 | リスク軽減手法

EIOPA は、リスク軽減手法の認識について、いくつかの変更を提案している。

一定の制限付きの不利の進展カバーを認識すること勧告し、委任規則に規定を追加することを提案している。EIOPA は、標準式でカバーされる不利な進展の適用に関するさらなるレベル 3 のガイドラインを開発する予定である、としている。

さらに、標準式におけるリスク軽減手法の反映に関して、委任規則の規定を追加することを提案している。また、ベーススリスクに関して、ベーススリスクに関する EIOPA のガイドラインのガイドライン 1、2 及び 3 を委任規則の法律に変換することを勧告している。

具体的には、以下の通りである。

5.27 非比例再保険のカバーのさらなる認識に関して、EIOPA は、保険料リスク計算における非比例再保険の認識の調整係数に関する現在の法律を変更することを勧告していない（委任規則第 117 条 (3)）。

5.28 EIOPA は、SCR 標準式におけるファイナイト再保険の現在の認識を変更しないように勧告している。

5.29 EIOPA は、以下の制限付きの不利な進展カバーを認識するよう勧告している。

- ・各不利な進展のカバーは、個別のアタッチメントポイントとデタッチメントポイントを使用して、（同じセグメント内で同じリスク特性を持つ）1 つの特定の契約グループにのみ適用できる。
- ・アタッチメントポイントは、最良推計準備金の $(1 + \sigma)$ 倍を超えてはならない。
- ・追加の再保険料 (C) はマイナスであってはならない。

5.30 従って、EIOPA は、委任規則の第 117 条に以下を追加することを勧告している。

附属書 II に定められた全てのセグメントについて、特定のセグメントの損害保険準備金リスクの標準偏差は、附属書 II に定められたセグメントの損害保険総準備金リスクの標準偏差と非比例再保険の調整ファクターの積に等しくなければならない。

この調整係数は、次のように計算される。

$$\text{adjustment factor} = (A - (B - C) * D * E) / A$$

ここで、

A = 標準式で定義された準備金リスクシナリオの基本的自己資本への影響 = 名目上の最良推定正味準備金 × セグメントの損害準備金リスクの標準偏差 × 3

B = 準備金リスクシナリオの下での不利な進展カバーの回復 = 以下の低い方：

- ・再保険構造でカバーされる名目上の最良推定正味準備金 × (1 + 3σ(res,s)) - 再保険構造のアタッチメントポイント
- ・再保険構造のカバーサイズ

C = 追加の再保険料又はそれに相当するもの。この保険料は、マイナスであってはならない。

D = 再保険会社への出再 (%)

E = 健全性係数は 100%。隔年で EIOPA は、報告データの経験に基づいてこの係数を評価する。

さらに、EIOPA は、標準式でカバーされる不利な進展の適用に関するさらなるレベル 3 のガイダンスを開発する予定である。

二重計算を回避するために、「名目上の最良推計値」は、不利な進展カバーの回収可能性を考慮せずに、第 116 条 (6) 及び第 147 条 (6) で与えられた量の測定値である。

5.31 EIOPA は、標準式及び内部モデルの両方で、SCR を削減するために使用される可能性のある金融リスク軽減手法及びその他の金融商品は、両方の要素が契約で事前に定義されていて、保険会社の新株や特定事象の発生時にカウンターパーティによって特定の価格設定メカニズムでその時保有する保険会社の新株に転換する転換社債の購入をトリガーする偶発資本商品を含まないことを、規制でさらに明確にするように勧告している。

標準式におけるリスク軽減手法の反映

5.32 EIOPA は、委任規則第 210 条に以下を追加することを提案している。

「会社は、リスク移転の取り決めに起因するソルベンシー資本要件の削減又は利用可能資本の増加が、会社がさらされるリスクの変化に見合ったものであることを保証するために、リスクの効果的な移転の範囲を証明するものとする。

ソルベンシー資本要件及び利用可能資本は、手法を実施する取り決めの経済的実体を反映するものとする。基本ソルベンシー資本要件を計算する場合、保険又は再保険会社は、指令 2009/138/EC 第 101 条 (5) で言及されているリスク軽減手法のみを考慮に入れるものとする。

- ・ソルベンシー資本要件の削減又は利用可能資本の増加は、リスク移転の程度に見合ったものであり、
- ・ソルベンシー資本要件には、プロセスで取得された対応するリスクに対する適切な取り扱いがある。」

5.33 ベーススリスクに関して、EIOPA は、ベーススリスクに関する EIOPA のガイドラインのガイドライン 1、2 及び 3 を委任規則の法律に変換することを勧告している。

8 | 外部評価への依存軽減

EIOPA は、外部評価への依存軽減について、引き続き調査を行っていくこととして、今回は変更の提案を行っていない。

- 5.34 委任規則で現在規定されている代替信用評価の対象となる資産（即ち、格付けのない債券）の範囲を変更せず、このレビューで追加の方法を認識しないこと、しかし、新しい代替信用評価方法がどのように標準的な方法論の下でいくつかの特定の格付けされたエクスポージャーに合わせて調整することができるのかを調査するために分析テーブルを開いて方法を調査することを勧告している。
- 5.35 EIOPA の見解では、信用格付け機関によっても格付けされる会社エクスポージャーに適した代替の信用評価の幅広い使用を認める可能な追加方法に関する決定は、以下の分析後に行うことができる。(i) 保険会社の格付けのない債務の標準式における資本チャージを削減することを認める導入された健全性基準の実施 (ii) 格付けされた債券に適した将来の潜在的な新しい方法の影響評価。これは、方法論の必要な堅牢性と、格付けの安定性も含め、必要な識別力と予測力を達成するために、様々な側面を網羅する必要がある。

9 | 国債の移行措置

EIOPA は、国債の移行措置に関して、以下の勧告を行っている。

- 5.36 EIOPA は、ソルベンシー II 指令の第 308b 条 (12) の現在の要件を修正して、セクター間の一貫性と公平な競争条件を確保する必要があると考えている。従って、EIOPA は、市場リスク集中の計算と標準式に従ったスプレッドリスクサブモジュールから、2019 年 12 月 31 日より前に発生した、加盟国の中央政府又は他の加盟国の自国通貨建ての中央銀行へのエクスポージャーを免除するグラントファザー条項の導入を勧告している。

5—EIOPA の意見書からの助言—MCR(最低資本要件)

1 | 最低資本要件の計算

EIOPA は、最低資本要件の計算に関しては、キャップとフロアの使用とレベルに関して、現在の 25% から 45% のコリドーを変更しないように勧告している。一方で、ソルベンシー資本要件の基準式のリスクファクターに最近加えられた変更に合わせて、損害保険リスクのリスクファクターを更新することを勧告している。

具体的には、以下の通りである。

- 6.1 キャップとフロアの使用とレベルに関して、EIOPA は現在の 25%-45% のコリドーを変更しないように勧告している。
- 6.2 EIOPA は、委任規則の付属書 XIX に記載されている最低資本要件 (MCR) の計算のリスクファクターを次のように変更することを推奨している。

セグメント	技術的準備金に 対するファクター	収入保険料に 対するファクター
信用&保証	16.0%	17.7%
訴訟費用	5.2%	7.8%
援助	20.3%	6.0%
傷害	5.4%	変更なし
疾病	変更なし	8.0%
所得補償	10.3%	9.0%
NPR医療	15.9%	変更なし

6.3 生損保兼営会社の適格基本自己資本項目の特定に関連する潜在的な問題に関して、EIOPA は、名目 MCRs の現在の計算に変更を加えないよう勧告している。

2 | 最低資本要件への不遵守

最低資本要件の不遵守に関する法的規定を明確にするための提案がなされている。

MCR への不遵守の場合に「直ちに」及び「観察」することにより、保険会社から何が期待されるかを明確にするよう勧告している。この情報を早期に交換するために、「観察」される内容について、さらにレベル 3 のガイドラインを提供する予定である、としている

また、MCR への不遵守の観察に関連しての対応について、ソルベンシー II 指令のいくつかの規定を修正することを提案している。

具体的には、以下の通りである。

6.4 EIOPA は、ソルベンシー II 指令の第 139 条 (1) に規定されているように、MCR に違反した場合に「直ちに」及び「観察」することにより、保険会社から何が期待されるかを明確にするよう勧告している。

「保険及び再保険会社は、不遵守の正確なレベルがいまだ決定されていない場合でも、又は…の場合、最低資本要件が遵守されなくなったことを確認する第 129 条 (4) に規定された四半期報告だけでなく、直ちに監督当局に通知するものとする。」

6.5 EIOPA は、この情報を早期に交換するために、「観察」される内容について、さらにレベル 3 のガイドラインを提供する予定である。

6.6 EIOPA は、ソルベンシー II 指令の第 139 条 (2) を次のように修正することを勧告している。

「最低資本要件への不遵守の観察から、又は不遵守のリスクの観察から 1 か月以内...」

短期の現実的な金融スキームの最小内容のレベル 2 でのさらなる規制が提供されるべきである。

6.7 レベル 2 のさらなる規制は、短期の現実的な金融スキームを承認／不承認するだけでなく、取るべき最小限の措置について監督当局に提供することもできる。

6.8 EIOPA は、ソルベンシー II 指令の第 139 条 (3) を次のように修正するよう勧告している。

「清算手続が開始されない場合、第 1 項で決定された情報を受け取ってから 2 か月以内に、本国の加盟国の監督当局は、保険又は再保険会社の資産の自由な処分を制限又は禁止することを検討するもの

とする。 …」

6.9 EIOPA は、ソルベンシー II 指令の第 144 条 (1) を次のように修正することを勧告している。

「本国の加盟国の破綻処理当局は、最低資本要件の不遵守の観察から 3 か月以内に、会社が最低資本要件を遵守しない場合、又は、監督当局は、提出された財務スキームが明らかに不十分であるか、当該会社が承認されたスキームを遵守していないと見なした場合、保険又は再保険会社に付与された承認を取り消すものとする。」

6.10 意見書の第 12 章 (特に 12.9 項を参照) によれば、加盟国は、(再) 保険会社の破綻処理のために公式に指定された破綻処理機関を設置する必要がある。新契約を引き受ける許可を撤回し、保険契約の全部又は一部をランオフにする権限は、第 12 章のパラグラフ 12.18 及び 12.19 に従って、その破綻処理当局によって行使されるべき破綻処理権限の一部であるべきである。

6.11 EIOPA は、ソルベンシー II 指令の第 144 条 (1) を、承認が取り下げられた会社がこの意見書の第 12 章 (特に 12.31 項及び 12.32 項を参照) に従って破綻処理プロセスに入り、清算手続きが行われていない時に、会社がソルベンシー II の枠組みに従って引き続き監督の対象となることを明確に述べるために修正することを勧告している。

6.12 EIOPA は、この意見書の第 12 章に従って、最小限の監督要件を満たす必要があることを考慮して、現実的な時間枠で秩序ある破綻処理を保証するために、破綻処理機関が先制破綻処理計画を実施するか、又はこれが存在しない場合のアドホックな破綻処理計画を設定する必要があることを考慮して、レベル 2 又はレベル 3 でさらなる措置を開発する必要があると勧告している。

6.13 破綻処理機関は、保険会社の秩序ある破綻処理に責任を負わなければならない、この目的のために、計画の正しい実施を関係する監督当局とともに監視する。破綻処理フェーズ中に最小の監督要件を満たす必要があることを考えると、NSA は特定の監督権限を維持し、破綻処理プロセス中に適用されるソルベンシー II の規定に継続的に準拠するようにする必要がある。両当局は定期的に協力し、全ての関連情報を交換する必要がある。国境を越えた事業で監督カレッジがない場合、協力プラットフォーム又は他の種類の国境を越えた協力と調整の取り決めが実施されている場合、計画はホスト破綻処理当局、関係する監督当局、及び EIOPA に伝達される必要がある。

6—まとめ

以上、今回のレポートでは、ソルベンシー II の 2020 年のレビューに関する EIOPA の意見書の中の助言内容のうち、「技術的準備金」、「自己資本」、「SCR (ソルベンシー資本要件)」及び「MCR (最低資本要件)」について報告してきた。

次回のレポートでは、「報告と開示」に関する助言内容について報告する。

以上